

施工体制台帳作成の手引き

令和 6 年 5 月改定

昭島市水道部工務課

1. 施工体制台帳及び施工体系図について

- 公共工事の受注者である建設業者は、下請負契約を締結する場合、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入契法」という。)に基づき、施工体制台帳を作成し、工事現場へ備え置くとともに、その写しを発注者に提出しなければなりません。更に、作成した施工体制台帳を基に施工体系図を作成し、工事現場内の見やすい場所及び公衆の見やすい場所へ掲示することが義務付けられています。
- 本手引きは、施工体制台帳及び施工体系図作成に必要な記載事項や添付書類等を解説したものです。これらの書類を作成する際に本手引きを活用して頂き、提出書類に遺漏のないようお願いします。なお、工事内容により仕様書等で記載内容を変更している場合もありますので、必ず仕様書等をご確認のうえ、台帳の作成及び提出をお願いします。

(1) 施工体制台帳とは

- 施工体制台帳は、発注者から直接工事を請負ったもの（元請業者）が当該工事を施工する際に必要な業者（下請業者等）の事業者名、施工範囲、技術者名を記載した台帳のことをいいます。公共工事においては、建設業法第24条の8及び入契法第15条により請負金額にかかわらず全ての業者に作成義務があり、施工体制台帳の作成を通じ、元請業者が工事現場の施工体制を把握することで、品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生や不良・不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請負等）、生産効率低下の原因にもなる安易な重層下請等を防止しようとするものです。

(2) 施工体系図とは

- 施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負業者の施工分担関係が一目でわかるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に従事する者、全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

2. 施工体制台帳作成

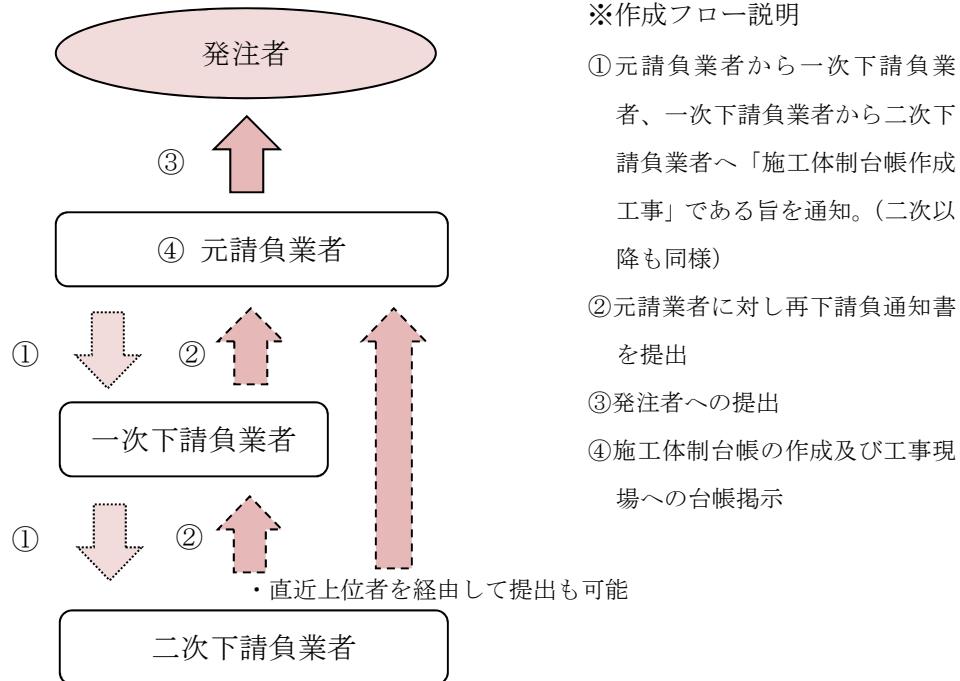
(1) 作成手順

- 元請負業者は、下請契約を締結した場合、「施工体制台帳作成建設工事の通知」を一次下請負業者へ通知しなければなりません。また、一次下請負業者がさらに、下請負契約を締結した場合（再下請負業者）、同様に「施工体制台帳作成建設工事の通知」を再下請負業者へ通知しなければなりません。以下、二次以降の下請負契約の場合も同様となります。

- 元請負業者は、「施工体制台帳」を作成し、現場に備え置くとともに、発注者（昭島市）へ写しを提出しなければなりません。一次下請負業者が複数となった場合は、その

都度施工体制台帳を作成することとなります。下請負業者がさらに再下請負契約した場合、「再下請負通知書」を元請負業者へ提出しなければなりません。下記に施工体制台帳作成フロー図を示します。

施工体制台帳作成フロー図



※作成フロー説明

- ①元請負業者から一次下請負業者、一次下請負業者から二次下請負業者へ「施工体制台帳作成工事」である旨を通知。(二次以降も同様)
- ②元請業者に対し再下請負通知書を提出
- ③発注者への提出
- ④施工体制台帳の作成及び工事現場への台帳掲示

フロー図内にある発注者とは「昭島市」、元請負業者とは「作成建設業者」、一次、二次下請負業者とは「再下請負通知人」とし、二次下請負以下も同様とする。

□元請負業者の役割

- ・一次下請負業者に対し、施工体制台帳作成工事である旨を通知。
- ・工事現場の見やすい場所に「施工体制台帳作成工事」である旨を掲示。
- ・自ら作成した施工体制台帳と下請負人から提出された再下請負通知書をまとめ、施工体制台帳及び施工体系図、添付書類等を整備し、発注者に写しの提出と現場への備え置き、掲示が必要な書類については掲示する。

□一次下請負業者の役割

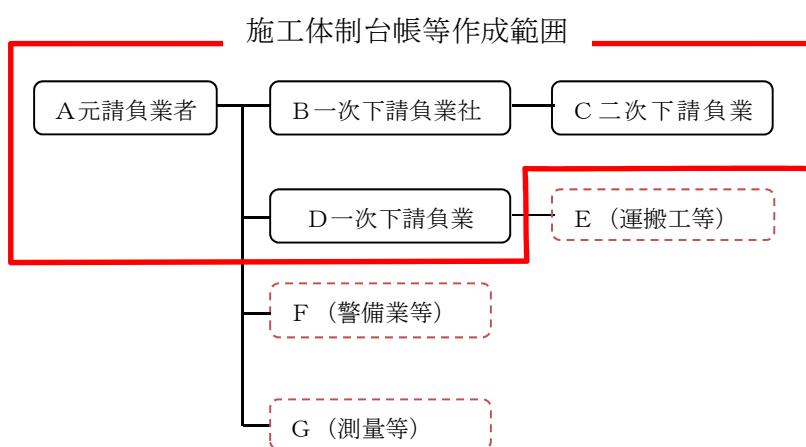
- ・元請負業者に対し、再下請負通知書を提出。
- ・二次下請負業者に対し、施工体制台帳作成工事である旨を通知。

□二次下請負業者の役割

- ・元請負業者に対し、再下請負通知書を提出。(一次下請負業者経由可)
- ・三次下請負業者に対し、施工体制台帳作成工事である旨を通知。

(2) 作成範囲

- 施工体制台帳に記載すべき下請負業者の範囲は、「建設工事の請負契約」におけるすべての下請負業者（無許可業者を含む）となります。一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象となります。
- 「建設工事の請負契約」には該当しない資材搬入、運搬工、警備、測量、調査等に係る下請負業者については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により記載を求めている場合は、記載をお願いします。下記に施工体制台帳等作成範囲を図に示します。



施工体制台帳等作成範囲図内にある破線部分の業者については、建設業法上記載の必要はありませんが、建設業許可を必要としない業務をおこなう業者（運搬工（運搬業務のみ）、測量業務、警備業務）について、元請、下請業者との契約方法及び内容等については、各法律等に基づいた適正な契約をおこない、紛争等がないようお願いします。

(3) 作成書類及び添付書類について

□施工体制台帳及び施工体系図の作成及び添付する書類一覧

書類名称	説明
□ 鑑	「施工体制台帳及び施工体系図」
□ 施工体系図	当該工事の施工分担関係を把握
□ 施工体制台帳	元請業者に関わること。
□ 発注者と元請負業者の契約書写し	契約書（鑑）の写し
□ 監理（主任）技術者の資格証写し	監理技術者資格証、実務経験を証する書類等（元請負業者）
□ 監理（主任）技術者の雇用確認書類	監理技術者資格証、健康保険証等の写し（元請負業者）
□ 専門技術者の資格及び雇用確認書類	上記同様（専門技術者を配置時のみ）
□ 作業員名簿	工事に従事する元請業者
□ 施工体制台帳	元請業者と下請業者に関わること。
□ 元請負業者と下請負業者の契約書写し	リサイクル対象工事の場合は、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」に記載し、下請負契約図書に綴り込む。
□ 作業員名簿	工事に従事する下請負業者

□再下請負通知書に添付する書類

書類名称	説明
□ 再下請負通知書	
□ 下請負業者と再下請負業者の契約書写し	リサイクル対象工事の場合は、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」に記載し、下請負契約図書に綴り込む。
□ 作業員名簿	工事に従事する再下請負業者

□契約書について、元請負業者と下請負業者間の契約書、再下請負業者と下請負業者間の契約書については、建設業法第19条第1項で必要な事項について定めがあります。

□作業員名簿の提出について、令和2年10月の建設業法及び同法施行規則一部改正により、新たに建設工事に従事する者に対して、氏名や職種、社会保険の加入状況などの記載が義務付けられました。昭島市においては、施工体制台帳に作業員名簿を提出して頂くことでこれらの記載を確認させて頂きます。

□元請負業者と下請負業者（再下請負業者含む）の契約書（写）は、表紙だけでなく全て添付するようお願いします。

書類綴り順序

元請業者に関わること

元請業者と下請業者に
関わること

下請業者と再下請負業者に
関わること

(4) 施工体制台帳の変更について

- 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。
- 変更した施工体制台帳を提出する際は、変更箇所のみ抜粋して提出すること。また、鑑の表題欄に「施工体制台帳(変更第〇回)」のように記載すること。

3. 下請負業者等への周知

(1) 下請負業者への書面通知例

以下を参考に、下請契約を締結した全ての下請負業者に対し、書面で通知してください。

～下請負者の皆様～～

元請の商号又は名称

作業所名〇〇〇工事 作業所

現場代理人〇〇 〇〇

施工体制台帳作成建設工事の通知

今回、下請負者として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないことになっています。

この建設工事の下請負者（貴社）は、その受注したこの建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者も含みます。）に受注させたときは、

（1）建設業法第24条の8第2項の規定により、遅延なく、建設業法施行規則第14条の4に規定する再下請負通知書を提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅延なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

（2）貴社が工事を受注させた建設業を営む者に対して、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を受注させたときは、（1）の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

（作成特定建設業者の商号） 〇〇〇建設㈱

再下請負通知書の提出場所 〇〇〇建設㈱ 〇〇〇営業所

(2) 工事現場への掲示文例

以下を参考に、工事現場の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示してください。

この建設工事の下請業者となり、その受注した建設工事を他の建設業を営む者に受注させた方は、遅延なく、
○〇〇建設㈱ ○〇〇営業所まで、建設業法施行規則第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。
一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更年月日を付記して同様の書類を提出してください。

○〇〇建設㈱

4. 請負契約書等の作成について

(1) 建設工事における請負契約

建設工事における請負契約は、発注者と元請負人が交わす建設業法に基づく請負契約となり、契約を締結する際は「建設業法」に基づいた契約をおこなう必要があります。そのため、下請負契約は、「建設業法第19条第1項」に基づき、契約書に記載が必要な16項目を明示した契約書を作成し、工事着手前に署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。なお、注文書、請書、覚書等（16項目が記載されたもの）に基本契約書や約款を添付した書面を相互に交付することで代用できます。また、建設リサイクル法対象工事の場合、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」法第13条及び分別解体等省令第7条に基づき①分別解体の方法②解体工事に要する費用③再資源化するための施設名称④再資源化等に要する費用の追加記載も必要になります。

(2) 請負契約書面の記載事項

契約書面に記載しなければならない事項は以下の①～⑯の事項になります。

- ①工事内容
- ②請負代金の額
- ③工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④工事を施工しない日又は時間帯の定めとするときは、その内容
- ⑤請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは
その支払いの時期及び方法
- ⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条の規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

- ⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めとするときは、その内容
- ⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮契約に関する紛争の解決方法
- ⑯その他国土交通省令で定める事項

□建設工事の見積り等（建設業法第20条）について

下請契約の締結に際しては、下請負人が交付した見積書において、「建設業法第20条第1項」の規定により、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数が明らかである場合には、その見積り内容を考慮すること。

（3）請負契約について

請負契約書の形態は、①工事毎の個別請負契約書による場合のほか、②当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合、③注文書及び請書のそれぞれに、あらかじめ同意した内容の基本契約約款を添付又は印刷する場合も認められます。

□請負契約書の形態



①工事毎の個別契約による場合

個別契約書には建設業法第19条第1項各号((2)の16項目)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。

②当事者間で基本契約書を取り交わした上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合

1. 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19条第1項各号(上記(2)の16項目)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
2. 注文書及び請書には、建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項(上記(2)の①から④までの事項)その他必要な事項を記載すること。
3. 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
4. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

③注文書及び請書の交換のみによる場合は以下の1.から6.までの事項に注意し作成をお願いします。

1. 注文書及び請書のそれぞれに、同一の内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
2. 基本契約約款には、建設業法第19条第1項各号(上記(2)の16項目。ただし、注文書及び請書に個別に記載される事項は除く。)を記載すること。
3. 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
4. 注文書及び請書の個別的記載欄には、建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項(上記(2)の①から④までの事項)その他必要な事項を記載すること。
5. 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
6. 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

(4) 注意事項

建設業法上違反となる行為事例について(建設業法第19条第1項に違反)以下の1から4の事項等が事例であるため、契約時には注意するようお願いします。

1. 下請負工事に関し、書面による契約をおこなわなかった場合
2. 下請負工事に関し、建設業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合
3. 元請負人からの指示に従い下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着工し、

工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付した場合

4. 下請負工事に関し、基本契約書を取り交わさない、あるいは契約約款を添付せずに、注文書と請書のみ（又はいずれか一方のみ）で契約を締結した場合

(国土交通省不動産・建設経済局建設業課 建設業法令遵守ガイドライン（第7版）参照)

5. 各記載例

(1) 施工体制台帳記載例

作成建設業者の商号名称と工事
担当事業所名

作成建設業者の建設業の許可内
容と契約工事内容が一致

作成建設業者が発注者と締結
した契約書に記載された工事
名称とその工事の具体的な内
容

作成建設業者が発注者と締結
した契約書に記載された工期

発注者と契約を締結した作成建
設業者の営業所

一次下請と契約を締結した作
成建設業者の営業所

作成建設業者の加入状況

発注者が置いた監督員の氏名
(※)

一次下請を監督するために作
成建設業者が監督員を置いた
場合その氏名 (※)

作成建設業者が現場代理人を置
いた場合その氏名 (※)

作成建設業者が置いた監理技術
者等の氏名

作成建設業者が置いた監理技
術者等について専任か非専任
の該当する方に○印

作成建設業者が置いた監理技术
者補佐の氏名 (※)

施工体制台帳を作成又は変更した日付

○○年 ○月 ○日

施工体制台帳（作成例）

[会社名・事業者ID] ○○建設株式会社

[事業所名・現場ID] ○○○作業所

建設業の 許可	許可業種	許可番号
	土、建、電事業 <small>大臣の特定 知事一般</small>	第 ○ 号
工事名 及 び 工事 内 容	土 工事業 <small>大臣の特定 知事一般</small>	第 ○ 号
	○○建設工事/土木一式 (延長○○m、面積○○m ²) ○○市○○課○○ 〒123-4567 ○○県○○市○○町1-1	
工 期	自 ○○年 ○月 ○日	契 約 日 ○○年 ○月 ○日
	至 ○○年 ○月 ○日	

契 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約	本社	○○県○○市○○町123-4
下請契約	○○支店	○○県○○市○○町123-4	

健康保険等 の加入状況	区分 事業所 整理記号等	保険加入 の有無 <small>注意5</small>	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		○加入 未加入 適用除外	○加入 未加入 適用除外	○加入 未加入 適用除外	
元請契約	本社	127番23456	127番23456	123456789	
	○○支店	同上	同上	同上	

発注者の 監督員名	○○ ○○	権限及び意見 申出方法	契約書特記のとおり
監督員名	○○ ○○	権限及び意見 申出方法	契約書特記のとおり
現 場 代 理 人 名	○○ ○○	権限及び意見 申出方法	契約書特記のとおり
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	一級○○施工管理技士
監理技術者補佐 名	○○ ○○	資 格 内 容	一級○○施工管理技士補 (実務経験(10年・建築))
専 門 技 術 者 名	○○ ○○	専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容	実務経験(10年・管)	資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容	○○建設工事、○○設備工事	担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外
国人の従事の
状況(有無)

※1 有 無

外国人建設就
労者の従事の
状況(有無)

※2 有 無

外国人技能実
習生の従事の
状況(有無)

※3 有 無

専門技術者の資格を具体的に記入

(※) 例) 第一種電気工事士、

実務経験(指定学科3年・電気通信)

実務経験(10年・機械器具設置)

作成建設業者が専門技術者を
置いた場合その氏名 (※)

監理技術者の資格を具体的に記入

例) 一級土木施工管理技士、

指導監督的実務経験(電気通信)

国土交通大臣特別認定(建築)

専門技術者が担当する工事の具
体的内容 (※)

監理技術者補佐の資格を具体的に記入

(※) 一級技術者検定の第一次検定合

格の資格名及び()書きにて所持する

主任技術者の資格も記載する。

下請負人の商号名称	下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名とその工事の具体的な内容																				
《下請負人に関する事項》																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">会社名・事業者ID</td> <td style="width: 40%;">○○建設会社 (111111111)</td> <td style="width: 20%;">代表者名</td> <td style="width: 20%;">○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3">〒000-0000 ○○県○○郡○○町987</td> </tr> <tr> <td>工事名及び工事内容</td> <td colspan="3">○○建設工事/コンクリート工、鉄筋工、型枠工</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 ○○年 ○月 ○日</td> <td>契 約 日</td> <td>○○年 ○月 ○日</td> </tr> </table>		会社名・事業者ID	○○建設会社 (111111111)	代表者名	○○ ○○	住所	〒000-0000 ○○県○○郡○○町987			工事名及び工事内容	○○建設工事/コンクリート工、鉄筋工、型枠工			工 期	自 ○○年 ○月 ○日	契 約 日	○○年 ○月 ○日				
会社名・事業者ID	○○建設会社 (111111111)	代表者名	○○ ○○																		
住所	〒000-0000 ○○県○○郡○○町987																				
工事名及び工事内容	○○建設工事/コンクリート工、鉄筋工、型枠工																				
工 期	自 ○○年 ○月 ○日	契 約 日	○○年 ○月 ○日																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%;">建設業の許可</td> <td style="width: 20%;">施工に必要な許可業種</td> <td style="width: 20%;">許可番号</td> <td style="width: 20%;">許可(更新)年月日</td> </tr> <tr> <td>土、建、電事業 <small>大臣特定知事一般</small></td> <td>第 ○ 号</td> <td>○○年 ○月 ○日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土 工事業 <small>大臣特定知事一般</small></td> <td>第 ○ 号</td> <td>○○年 ○月 ○日</td> </tr> </table>		建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	土、建、電事業 <small>大臣特定知事一般</small>	第 ○ 号	○○年 ○月 ○日		土 工事業 <small>大臣特定知事一般</small>	第 ○ 号	○○年 ○月 ○日									
建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号	許可(更新)年月日																	
	土、建、電事業 <small>大臣特定知事一般</small>	第 ○ 号	○○年 ○月 ○日																		
	土 工事業 <small>大臣特定知事一般</small>	第 ○ 号	○○年 ○月 ○日																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; vertical-align: top;">健康保険等の加入状況 <small>※5</small></td> <td style="width: 20%;">保険加入の有無</td> <td style="width: 20%;">健康保険</td> <td style="width: 20%;">厚生年金保険</td> <td style="width: 20%;">雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入 適用除外</td> <td>加入 適用除外</td> <td>加入 適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整理記号等</td> <td>営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本社</td> <td>127 123456</td> <td>127 123456</td> <td>123456789</td> </tr> </table>		健康保険等の加入状況 <small>※5</small>	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	加入 適用除外	加入 適用除外	加入 適用除外	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		本社	127 123456	127 123456	123456789		
健康保険等の加入状況 <small>※5</small>	保険加入の有無		健康保険	厚生年金保険	雇用保険																
	加入 適用除外	加入 適用除外	加入 適用除外																		
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																	
	本社	127 123456	127 123456	123456789																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 20%; vertical-align: top;">現場代理人名 権限及び意見申出方法 主任技術者名 資格内容</td> <td style="width: 20%;">○○ ○○</td> <td style="width: 20%;">安全衛生責任者名</td> <td style="width: 20%;">○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>契約書記載のとおり</td> <td>安全衛生推進者名</td> <td>○○ ○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○○ ○○</td> <td>雇用管理責任者名</td> <td>○○ ○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専門技術者名</td> <td>○○ ○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資格内容</td> <td>○○ ○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担当工事内容</td> <td>○○ ○○</td> </tr> </table>		現場代理人名 権限及び意見申出方法 主任技術者名 資格内容	○○ ○○	安全衛生責任者名	○○ ○○	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	○○ ○○		○○ ○○	雇用管理責任者名	○○ ○○		専門技術者名	○○ ○○		資格内容	○○ ○○		担当工事内容	○○ ○○
現場代理人名 権限及び意見申出方法 主任技術者名 資格内容	○○ ○○		安全衛生責任者名	○○ ○○																	
	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	○○ ○○																		
	○○ ○○	雇用管理責任者名	○○ ○○																		
	専門技術者名	○○ ○○																			
	資格内容	○○ ○○																			
	担当工事内容	○○ ○○																			
※1 有 無		※2 有 無		※3 有 無																	
下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印		下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名 (※)		専門技術者が担当する工事の具体的な内容 (※)																	
主任技術者の資格を具体的に記入 例) 一種電気工事士 実務経験 (指定学科 3 年・電気通信) 実務経験 (10 年・機械器具設置)				専門技術者の資格を具体的に記入 (※) 例) 第一種電気工事士、 実務経験 (指定学科 3 年・電気通信) 実務経験 (10 年・機械器具設置)																	
<p>※以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事しない場合は「無」を○で囲む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者。 2. 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(「外国人建設就労者」という。) 3. 同法別表第一の二の表の技能講習の在留資格を決定された者。(「外国人技能実習生」という。) 																					

(2) 再下請負通知書記載例

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文書の商号名称

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成建設業者の商号名称

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的な内容

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負通知人が受けている許可の内、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

再下請負通知人の加入状況

直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名 (※)

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名 (※)

再下請負通知人が置いた主任技術者について専任か非専任の該当する方に○印

再下請負通知書を作成又は変更した日付

年 月 日

再下請負通知書（作成例）

再下請負通知人の商号名称

直近上位
注文者
名

〇〇建設株式会社

【報告下請負業者】

〒000-0000

住 所 〇〇県〇〇郡〇〇村123

元請名称・
事 業 者 ID

〇〇建設株式会社
(11111111)

会 社 名
事 業 者 ID

〇〇建設工業有限会社
(11111111)

代表者名 ○○ ○○

《自社に関する事項》

工事名	〇〇建設工事/鉄筋組立及びコンクリート打設工事		
工 期	自 ○○年 ○月 ○日	契 約 日 ○○年 ○月 ○日	至 ○○年 ○月 ○日

建設業の 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	とび土工、鉄筋工事業 <small>大臣 特定 知事 一般</small>	第 ○ 番	○○年 ○月 ○日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	年 月 日

健康保険等 の加入状況	事業所 整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		保険加入 の有無	未加入 適用除外	未加入 適用除外
		■ 営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
		本社	227123456	227123456
				123456789

監督員名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び 意見申出方法	専門技術者名
主任技術者名 <small>印</small> 非専任 ○○ ○○	資格内容
資 格 内 容 一級土木施工管理技士	担当工事内容

一 男 特定技能外
國人の従事の
状況 (有無)

※1

有

無

※2

有

無

※3

有

無

主任技術者の資格を具体的に記入
記載例は再下請負通知人の主任技
術資格参照

専門技術者が担当する
工事の具体的な内容 (※)

再下請負通知人が置いた主任技術
者氏名

再下請負通知人が専門技術者を置
いた場合その氏名 (※)

再下請負通知人が置いた主任
技術者について専任か非専任
の該当する方に○印

再下請負通知人が置いた主任技术
者氏名

再下請負通知人が専門技術者を置
いた場合その氏名 (※)

専門技術者の資格を具体的に記入
(※) 記載例は再下請負通知人の
主任技術資格参照

再下請負人の商号名称

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的な内容

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	○○建設会社 (111111111)	代表者名	○○ ○○
住所	〒000-0000 ○○県○○郡○○町987		
工事名称及び工事内容	○○建設工事/鉄筋組立及びコンクリート打設工事		
工 期	自 ○○年 ○月 ○日 ○○年 ○月 ○日	契 約 日	○○年 ○月 ○日

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	とび土工、鉄筋工事業 <small>大臣 特定 知事 一般</small>	第 ○ 号	○○年 ○月 ○日
	工事業 <small>大臣 特定 知事 一般</small>	第 号	年 月 日

再下請負人が受けている許可の内、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

健康保険等の加入状況 ※5	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		本社	337イ23456	337イ23456	123456789		

再下請負人の加入状況

現場代理人名	○○ ○○	安全衛生責任者名	○○ ○○
権限及び意見申出方法	基本契約款記載のとおり	安全衛生推進者名	○○ ○○
主任技術者名	○○ ○○	雇用管理責任者名	○○ ○○
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

再下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名 (※)

再下請負人が置いた安全衛生責任者名 (※)

再下請負人が置いた安全衛生推進者名 (※)

再下請負人が置いた雇用管理責任者名

再下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名 (※)

専門技術者の資格を具体的に記入
(※) 記載例は再下請負人の主任技術資格参照

再下請負人が置いた主任技術者について専任か非専任の該当する方に○印

専門技術者が担当する工事の具体的な内容 (※)

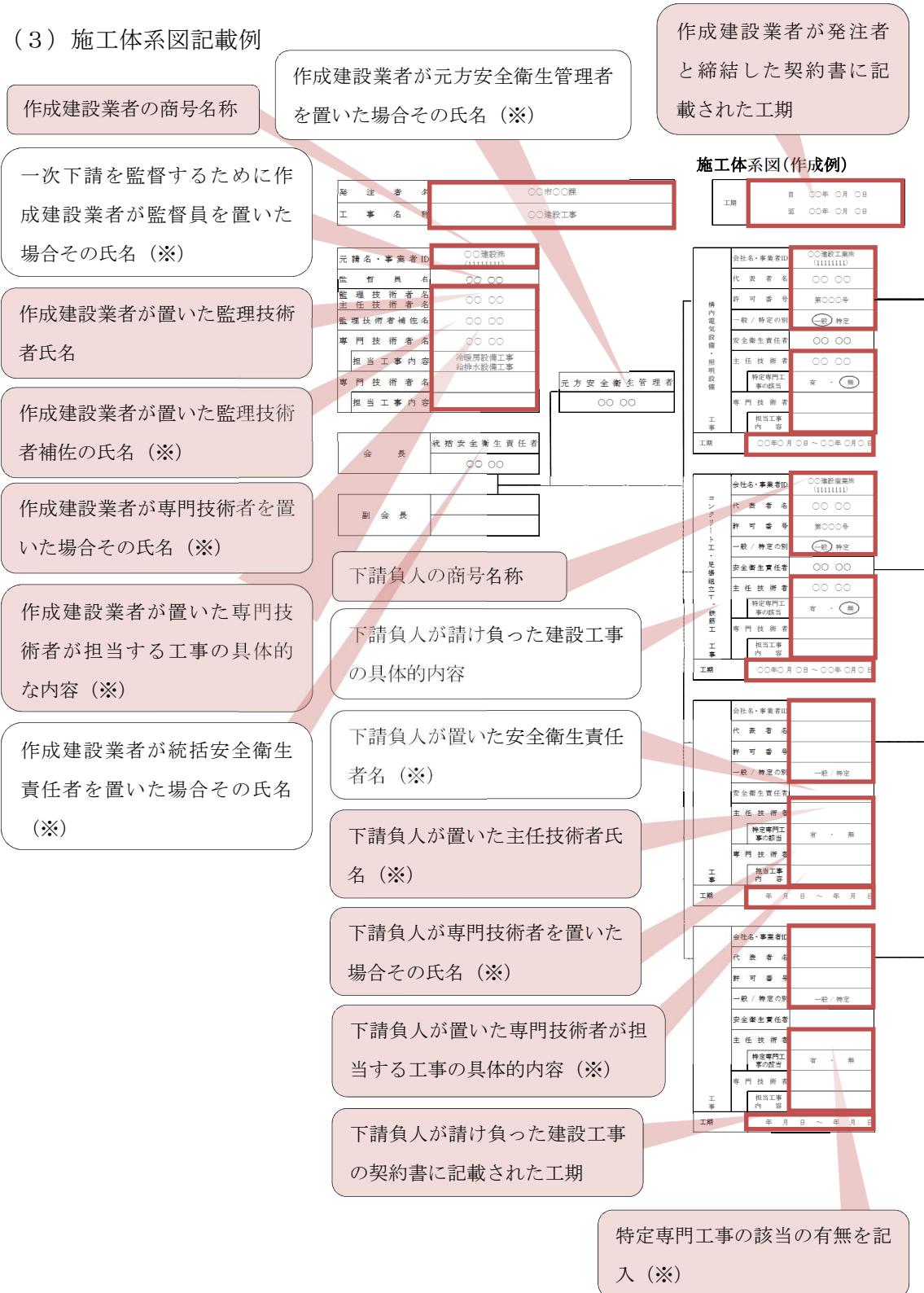
主任技術者の資格を具体的に記入
例) 一種電気工事士
実務経験 (指定学科 3年・電気通信)
実務経験 (10年・機械器具設置)

※以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事しない場合は「無」を○で囲む。

1. 一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者。
2. 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(「外国人建設就労者」という。)
3. 同法別表第一の二の表の技能講習の在留資格を決定された者。(「外国人技能実習生」という。)

1. 建設業法では、様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
2. 部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後の（※）印がある部分は置かない場合もあるので、その時は記載不要とし、斜線すること。
4. 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上、書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。
5. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲んでください。
6. 請負契約に係る営業所の名称について記載してください。
7. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載してください。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事務所番号を記載してください。
8. 事業所整理記号及び事業所番号を記載してください。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載してください。
9. 労働保険番号を記載してください。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載してください。
10. 事業者IDには、建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合は、IDを記載する。
 11. 記載欄に該当する記載内容がない場合は、枠内を斜線するようお願いします。
 12. 下請負人が建設業許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。（建設業許可を必要としない業務をおこなう業者（警備業、測量業、運搬工（運搬のみ）等）については、主任技術者、専門技術者に代えて現場責任者の記載をお願いします。）

(3) 施工体系図記載例



説明設置 工事	会社名・事業者ID	○○社業所(1111111)
	代 表 者 名	○○ ○○
	許 可 番 号	第○○○号
	一般 / 特定の別	(一般)特定
	安全衛生責任者	○○ ○○
	主 任 技 術 者	○○ ○○
	専 門 技 術 者	有・無 特定専門工事の該当
	工 事	担当工事内容 内 容
	工期	○○年○月○日～○○年○月○日
施設設置工 工事	会社名・事業者ID	○○社業所(1111111)
	代 表 者 名	○○ ○○
	許 可 番 号	第○○○号
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主 任 技 術 者	
	専 門 技 術 者	有・無 特定専門工事の該当
	工 事	担当工事内容 内 容
	工期	年 月 日～年 月 日
施設工 工事	会社名・事業者ID	○○社業所(1111111)
	代 表 者 名	○○ ○○
	許 可 番 号	第○○○号
	一般 / 特定の別	(一般)特定
	安全衛生責任者	○○ ○○
	主 任 技 術 者	○○ ○○
	専 門 技 術 者	有・無 特定専門工事の該当
	工 事	担当工事内容 内 容
	工期	○○年○月○日～○○年○月○日
工事	会社名・事業者ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主 任 技 術 者	
	専 門 技 術 者	有・無 特定専門工事の該当
	工 事	担当工事内容 内 容
	工期	年 月 日～年 月 日
工事	会社名・事業者ID	
	代 表 者 名	
	許 可 番 号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定
	安全衛生責任者	
	主 任 技 術 者	
	専 門 技 術 者	有・無 特定専門工事の該当
	工 事	担当工事内容 内 容
	工期	年 月 日～年 月 日

□施工体系図記載の注意事項

- 建設業法では、様式は定められていませんので、この様式によらなくとも構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後の（※）印がある部分は置かない場合もあるので、その時は記載不要とし、斜線すること。
- 下請負人が建設業許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。（建設業許可を必要としない業務をおこなう業者（警備業、測量業、運搬工（運搬のみ）等）については、主任技術者、専門技術者に代えて現場責任者の記載をお願いします。）
- 事業者IDには、建設キャリアアップシステム（CCUS）を導入している場合は、IDを記載する。
- 記載欄に該当する記載内容がない場合は、枠内を斜線するようお願いします。

6. 工事現場に配置する技術者について

□建設工事の適正な施工を確保するため、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工体制台帳に記載しなければなりません。技術者の記載については以下を参考にしてください。

現場代理人（工事契約約款第9条）
<p>請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人です。なお、現場代理人は、工事現場への常駐を求めていますが、条件によっては合計で2件までの工事で兼務を特例で認めています。（昭島市工事請負契約等における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する基準参照）</p>

+ 主任技術者（建設業法第26条第1項） <p>建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合は、請負代金の額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。※500万円未満の工事であっても建設業者（許可業者）であれば、主任技術者の配置が必要です。</p>	OR 監理技術者（建設業法第26条第2項） <p>発注者から直接工事を請け負い（元請）、かつ、4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上の下請負契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければなりません。</p>
--	--

□技術者の資格一覧表

許可を受けている 業種		指定建設業（7業種） (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、 造園) 工事業			指定建設業以外（左以外の22業種）		
許可の種類	元請け工事における下 請総額	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
	4,500万円 以上	4,500万円 未満	4,500万円以上は 契約できない	4,500万円 以上	4,500万円 未満	4,500万円以上は契約 できない	
工事現場の技術者制度	工事現場に 置くべき技 術者	監理技術者 等	主任技術者		監理技術者 等	主任技術者	
	技術者の資 格要件	①一級国家 資格者 ②国土交通 大臣認定者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科+実務経験者 ④実務経験者（10年以上）		①一級国家 資格者 ②指導監督 的な実務経 験者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科+実務経験者 ④実務経験者（10年以上）	
	技術者の現 場専任	技術者の現場専任については、公共性のある工作物に関する建設工事であって、契約金額が4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上となる工事					

7. 関係法令

建設業法（改定：令和4年6月17日時点）

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

第二十四条の八 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負つた場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負つた建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならぬ。

建設業法施行規則（改定：令和6年4月25日時点）

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 作成建設業者（法第二十四条の八第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

- イ 許可を受けて営む建設業の種類
- ロ 健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。）

二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

- イ 建設工事の名称、内容及び工期
- ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
- ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項
- ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ヘ 法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格（主任技術者資格を有し、かつ、令第二十八条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。）

ト 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はへの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。）

- (1) 氏名、生年月日及び年齢
- (2) 職種
- (3) 健康保険法又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による医療保険、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険（第四号チ（3）において「社会保険」という。）の加入等の状況
- (4) 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第七項に規定する被共済者に該当する者（第四号チ（4）において単に「被共済者」という。）であるか否かの別
- (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
- (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）を決定された者（第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。）及び同表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。）及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号リにおいて「外国人建設就労者」という。）の従事の状況

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

- イ 商号又は名称及び住所
- ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
- ハ 健康保険等の加入状況

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

- イ 建設工事の名称、内容及び工期

- ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日
- ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項
- ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項
- ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別
- ヘ 当該下請負人が法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地
- チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項（建設工事に従事する者が希望しない場合においては、（6）に掲げるものを除く。）
- (1) 氏名、生年月日及び年齢
 - (2) 職種
 - (3) 社会保険の加入等の状況
 - (4) 被共済者であるか否かの別
 - (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
- リ 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況
- 2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。第十四条の四第三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）
- 二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 四 前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応

じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

- 4 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

(下請負人に対する通知等)

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に對し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

- 一 作成建設業者の商号又は名称
- 二 当該下請負人の請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第二十四条の八第二項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所
- ・・・以下省略

(再下請負通知を行うべき事項等)

第十四条の四 法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号
- 二 再下請負通知人が請け負つた建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日
- 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからヘまで、チ及びリに掲げる事項
- 2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者（以下この条において「再下請負通知人該当者」という。）は、その請け負つた建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項 各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再下請負通知書」という。）により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。）を添付しなければならない。

(施工体系図)

第十四条の六 施工体系図は、第一号及び第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

- 一 作成建設業者の商号又は名称
- 二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
 - イ 建設工事の名称及び工期
 - ロ 発注者の商号、名称又は氏名
 - ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名
 - ホ 第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容
- 三 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）
 - イ 商号又は名称
 - ロ 代表者の氏名
 - ハ 一般建設業又は特定建設業の別
 - ニ 許可番号
- 四 前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）
 - イ 建設工事の内容及び工期
 - ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第二項に規定する「特定専門工事」をいう。第十七条の六において同じ。）の該当の有無
 - ハ 下請負人が置く主任技術者の氏名
 - ニ 第十四条の二第一項第四号ヘに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(改定:令和3年5月19日時点)

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の八第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなけれ

ばならないこととされているものに限る。) は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十六条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

建設業法と入契法について

建設業法では

特定建設業者に対し、下請負金額の合計額が政令で定める金額以上になるときに、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を求めています。また、施工体系図は、工事現場の見やすい場所に掲示します。

入契法では

公共工事の場合は、この特定建設業者を建設業者に読み替えるとし、金額については、下請負契約を締結した（金額に関わらず）としています。また、施工体系図は、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示します。

8. 施工体制台帳作成に関するQ&A

Q 1

水道工事では、不断水工事等、スポットで工事をおこなうことがあるが、施工体制台帳や施工体系図の作成記載、提出が必要か？

A 1

建設業法及び入契法においては、下請負代金の額に関係なく建設工事に従事する全ての業者が作成するとあり、不断水工事は建設業法上管工事業や水道施設工事業に該当するため、施工体制台帳や施工体系図の作成記載、提出が必要である。

Q 2

水道工事では凍結工事等、スポットで工事をおこなうことがあるが、施工体制台帳や施工体系図の作成記載、提出が必要か？

A 2

建設業法及び入契法においては、下請負代金の額に関係なく建設工事に従事する全ての業者が作成するとあり、凍結工事は管工事業の建設業許可を取得し、営業をおこなっていることから、建設業許可を必要とする業務をおこなうため、建設業法に基づく請負契約を結び施工体制台帳や施工体系図の作成記載、提出が必要である。

Q 3

水道工事や建設工事において、大ガラの積込等でオペ付きのタイヤ式バックホーの使用や舗装工事において、オペ付きのフィニッシャー使用、オペ付きのラフタークレーン等を使用するが、施工体制台帳や施工体系図の作成記載、提出が必要か？

A 3

オペ付き重機会社と契約する際は、当該建設工事の完成を目的に元請けと請負契約を結ぶ必要がある。またこれらの工事は建設業許可（土木工事業、舗装工事業、とび・土工工事業）を必要とし、また建設機械のオペ付きリース契約は労働者派遣法で禁止されている建設業務への労働者派遣に該当する可能性があるため、建設業法に基づく請負契約を結び施工体制台帳や施工体系図の作成記載、提出が必要である。